

第11章 関係機関との協働

1. 市町村（要保護児童対策地域協議会）との協働

平成16年の児童福祉法改正法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、この間、それぞれの市町村において実践が積み重ねられてきた。

子どもへの虐待は、保護者の育ち、養育能力、仕事、収入、病気、性格、心身の状況や夫婦の関係性等の多様な要因が複雑に絡みあい、また、徐々に深刻化する場合や突発的に重症化する場合等、経過の予測も難しいものであるが、家庭や人の営みがある以上、その端緒を近隣住民、地域の保健・福祉・医療・教育機関等が、把握する機会も少なからず存在している。事実、これらの端緒をきっかけにして、断片的な情報が集約されて、早期の対応に結びつく事例も少なからずあり、早期発見・早期対応には市町村の児童家庭相談機能の一層の充実が求められている。

なお、市町村における児童家庭相談については、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成17年2月14日雇児発第0214002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日雇児発第0225001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参考にされたい。

（1）市町村の役割

市町村は、児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこととされ、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、その後の支援に関して積極的な取り組みが求められている。

さらに、これらの取組が、十二分に発揮されるためには地域協議会との一体的運用が必要である。

市町村の具体的な役割は、

- （ア）住民等からの通告や相談を受け、情報の収集等の調査を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の構成機関に対しても情報の提供を求める。
- （イ）ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては児童相談所に送致する。一方、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村中心に対応する。
児童虐待に関しては、対応や判断に迷うことがあったら、市町村だけで抱え込まず、児童相談所の支援を仰ぐことが必要である。
- （ウ）また、子どもと家庭に身近な市町村の利点を生かして、発生予防、未然防止、早期発見、早期対応に務めることが重要である。平成20年の改正児童福祉法第25条の2により要保護児童対策地域協議会は要保護児童に加え要支援児童若しくはその保護者又は特定妊婦についても協議の対象とされたことから、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳児健診及びその他の子育て支援サービスにおいて要支援家庭の把握、その後の養育支援訪問事業による個別支援を行う。
- （エ）施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図るなど、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担う。

(オ) 児童虐待防止法第8条第1項第2号には、市町村から児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号の規定による送致を受けた事例に関して、市町村が一時保護等の必要があると判断している場合には、児童相談所長等に対してその実施を促す通知を行う規定が設けられている。

他方、平成20年の改正児童福祉法第26条第1項第7号においては、子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当である場合に児童相談所長から市町村長に対して通知が行える規定が設けられており、相互に連携した対応を講じることが出来るようになっている。

(カ) 世帯主が国民健康保険の保険料を長期に渡り滞納している世帯に属している中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行等に関して、国民健康保険担当部局が家庭訪問等により実情把握に務めることとしており、この際、家庭内が著しく乱れている等の養育環境に問題のある世帯が把握された場合には、福祉部局の積極的関与が必要となるので、日頃から密接に連携を図る必要がある。

(2) 市町村と児童相談所の協働

複雑かつ多様化する虐待から子どもを守り・育てていくためには、市町村（要保護児童対策地域協議会）と児童相談所がそれぞれの役割と責任を自覚して、協力して対応しなければならない。

このため、児童相談所が受理した児童虐待相談に関しては、援助指針が策定された段階で子どもが居住する市町村（要保護児童対策地域協議会）にも援助方針を説明し、理解させる必要がある。しかし、例えば、性的虐待で家庭から分離・保護され、多くの機関が情報を持つことが、子どもの心情に反し、かつ、子どもの福祉の増進に資するとは言い難いような例外的な場合は除かれるものと考えている。

また、市町村が受理し、児童相談所に送致しない事例に関しても逐次報告を行うとともに要保護児童対策地域協議会の進行管理における確認作業も忘れてはならない。

2. 福祉事務所（家庭児童相談室）との連携

(1) 福祉事務所の業務

福祉事務所は、生活保護、児童家庭、高齢者、障害者等地域住民の福祉を図るための第一線機関として、都道府県および市が設置義務を負い（町村は任意設置）、生活保護の実施や様々な手当、制度の窓口であり、母子生活支援施設や助産施設への施設入所措置権限を有する。

また、都道府県の設置する福祉事務所は、児童虐待防止法第6条の子ども虐待に係る通告の受理機関であるとともに、児童福祉法第25条の要保護児童通告の受理機関でもある。

福祉事務所は、設置主体の違いにより、子ども家庭福祉分野における役割にも違いがある。前述のように、都道府県の設置する福祉事務所は、児童虐待防止法第6条の子ども虐待に係る通告の受理機関であるとともに、児童福祉法第25条の要保護児童に係る通告の受理機関でもある。当然のことながら、通告を受けた場合には、当該児童の状況を把握することはいうまでもないが、あらかじめ自治体においてなされた役割分担により、対応することとなる。この場合、児童相談所、町村等との体制に狭間が出来ることのないように留意することが重要である。

他方、市町村が設置する福祉事務所においては、市町村の子どもと家庭に関する相談対応の役割を担っている場合には、通告の受理、相談・支援、調査等の一連の対応を行うこととなる。児童虐待に関する相談・通告への対応は、相談・通告受付票（「市町村児童家庭相談援助指針について」別添4）に必要事項を記録して、緊急受理会議等において調査の有無、方針、方法等につ

いて組織的に判断・決定・実行する。その後の調査等を踏まえてケース検討会議において援助方針を決め実行する。

さらに、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担う場合には、同協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

また、福祉事務所は、助産、保育、生活保護、母子家庭、障害者、高齢者等の家庭の福祉に関する様々な情報が集積する機関であることに留意しておくべきである。

(2) 家庭児童相談室

福祉事務所には、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため家庭児童相談室が設置されている。その設置、運営については、「家庭児童相談室設置運営要綱」（「家庭児童相談室の設置運営について」昭和39年4月22日付厚生省発児第92号厚生事務次官通知）等によっている。地域に密着した相談・援助機関として、比較的軽易な相談を主に担当し、社会福祉主事と家庭相談員が相談に応じ援助することとされており、近年の子ども家庭問題の複雑かつ深刻化する状況のなかで、地域の中心組織（機関）として機能することが期待されている。

3. 市町村の母子保健部局等との連携

市町村では、母子保健法に基づいて、妊娠届を受理し母子健康手帳を交付したり、乳幼児健康診査を実施したり、予防接種法に基づいて予防接種を行ったりするなど、妊婦全数、乳幼児全数を対象とした事業が多く行われている。保健師等は、これらの機会を通じて妊産婦や乳幼児と直接会って健康に関する情報を得ているため、児童相談所とは違う視点による情報を把握している。市町村は、児童虐待防止法第6条において、虐待の通告先と規定されていることのみならず、数多くの母子保健事業を通じて、虐待が疑われる事例を把握することが少なくない。日頃から市町村保健センター等と密に連携を図っておくことで、早期対応が可能となるとともに、対応の幅も広げることができると言えよう。

母子保健における子ども虐待への取り組みについては、「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」（平成14年6月19日雇児発第0619001号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長通知）の中で、乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、虐待兆候の早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、学校保健、福祉等の諸施策と連携して、子ども虐待の防止に努めることが明記されている。

その後も、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について」（平成15年5月1日厚生労働省告示第201号）、「児童虐待防止対策における適切な対応について」（平成16年1月30日雇児総発第0130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」（平成16年3月31日雇児母発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日雇児総発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）などの通知が発出され、保健所や市町村保健センター等が、関係機関との適切な連携の下に、養育力の不足している家庭に対して早期に必要な支援を行い、子ども虐待防止対策の取り組みを推進することが明記されている。

また、平成13年から開始された「健やか親子21」（母子保健の2010年までの国民運動計画）においても、保健所・市町村保健センター等ではこれまで明確ではなかった児童虐待対策を母子保健の主要事業の1つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開するように提言されている。具体的な取組としては、一次予防として特にハイリスク母子に対して保健師、助産師等による妊娠期か

らの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況の把握に努め、未受診児の家庭に対して保健師による訪問指導等を行うなどの対応強化を求めている。また、医療機関と地域保健機関とが協力して虐待を受けた子どもの発見、保護、再発防止、子どもの心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップについての取組を進めるよう求めている。

次の①～④では、市町村の母子保健部局における取組について、児童相談所の職員として知っておくべき連携のポイントを述べる。

① 妊婦への支援

育児不安を抱くことが予測される妊婦の早期把握と早期支援は重要であり、妊婦に対する母子保健事業は、虐待を未然に防ぐ役割を期待できるものである。

各市町村の母子保健部局においては、妊婦に義務づけられている妊娠届の届出の機会を活用し、妊婦への保健指導等が行われている。上の子どもへの虐待歴がある場合はもとより、若年、精神疾患の既往、経済的困難、援助者不在、未婚、妊娠週数がかなり経過した時点での届出など、妊娠届出時の情報収集を通じて、出産後の育児不安の増大が予測される妊婦には、必要に応じ、支援が行われている。特に、上の子どもへの虐待歴がある場合などは、児童相談所との連携による対応が重要であり、保健所や市町村保健センターから連携を求めることもあり得る。

また、市町村で実施される母親（両親）学級の参加状況も把握しておきたい。近隣社会から孤立している母親たちにとっては、居住地域においてお互いの出会いの場を求めており、就労等で参加できない場合を除けば、参加率の高い事業である。逆に言えば、第1子の妊娠で、母親（両親）学級に参加していないような場合は、その背景を知ることが支援の手がかりにもなりうる。

妊婦健康診査についても、市町村において公費負担助成が行われているので、受診状況の把握が可能である。未受診や受診の中断は、母体の健康管理上の問題だけではなく、虐待防止の観点から個別の支援が必要な場合もありうる。

② 新生児訪問・乳児訪問

一般的に、産後1カ月間は、新しい家族を受け入れていくプロセスの中にあり、不安も大きくなりがちである。また、里帰り出産の場合には、産後1カ月に限らず、実家から自宅に戻った時期等に不安が増大し、母親が精神的に不安定になることもある。

育児不安が増大しがちな産後1カ月間を重視して、新生児訪問において、母親の心の状態を見極める手段としてEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を用い、産後うつ病の早期発見を行っている自治体も増えている。EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）の利点は、産後うつ病のスクリーニングだけではなく、母親にとっては胸の内を語ることで、支援者にとっては傾聴することのきっかけになり、情緒的サポートにつなぐことができることである。

新生児訪問は、母子保健の観点から家庭に入り込んで母子の心身の健康状態を把握することができる貴重な機会である。新生児期が過ぎても、支援が必要な場合は、継続的に訪問を続けることもある。

③ 乳幼児健康検診

主な乳幼児健康診査として、3～4カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査がある。その月齢の児の全数を対象としており、受診率も90%前後と高い。医師、保健師等により、身体発育、精神発達、養育環境、育児不安の有無等が把握されている。受診の結果によっては、数カ月後の訪問や電話により、経過の確認が行われることもある。

児童相談所でアプローチが必要と考えている児について、乳幼児健康診査の対象月齢に近づいたら、保健所や市町村保健センターの保健師に連絡しておき、把握してほしいポイントを伝えておくような連携の取り方もありうる。

未受診の場合は、電話や訪問等で状況を確認している市町村もある。

④ その他の母子保健活動

母親同士の仲間作りを目的としたグループ活動の支援が多く行われている。子育て中の母親の孤立を防ぐことにつながるため、グループへの参加で、育児不安を解消できるケースもある。グループへの参加が馴染まない場合に、保健師等による電話、面接、訪問等の個別支援も実施しているので、必要に応じて、母親に紹介できるように、その地区を担当している保健師から、母子保健活動の実施状況を把握しておくことが重要である。

4. 児童委員との連携

(1) 児童委員の概要

[1] 児童委員

児童委員は、児童福祉法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。

ア. 子どもや妊産婦について、

(ア) その生活と取り巻く環境の状況を適切に把握すること

(イ) その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと

イ. 保護を必要とする子どもの把握に努めるとともに、保護を必要とする子どもを発見した者からの通告を市町村、児童相談所等に仲介すること

ウ. 子ども及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は子どもの健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること

エ. 児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること

オ. 子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

なお、平成19年度における児童委員数は206,327人となっている。

[2] 主任児童委員の概要

主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。

主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、区域を担当する児童委員の職務も行い得るものである。この旨が平成16年児童福祉法改正法により明確化されており、主任児童委員をはじめ、十分に連携を図ることが適当である。

なお、平成19年度における主任児童委員数は20,957人となっている。児童委員、主任児童委員の活動については、「児童委員の活動要領」（平成16年11月8日雇児発第1108001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が示されている。

(2) 児童相談所との連携

[1] 連携上の留意点

複雑化、深刻化する児童虐待問題への対応を充実するため、地域においてきめ細かな子ども虐待防止活動を進めて来た。主任児童委員等に対し児童相談所が子ども虐待に関する研修を実施

し、研修修了者を登録する等の方法により地域での子ども虐待の発見・通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制を整備している。

要保護児童の通告について、児童相談所の迅速な対応のため、緊急の場合は市町村長を經由せず直接児童相談所長に通知し、また、地域住民の通告を促進するため児童委員を介して通告することができることとされた。

なお、児童委員の活動要領において要保護児童通告受付票も様式として整備された。

そのため、児童委員や主任児童委員との連携強化に当っては以下のようなことに留意する。

- ア. 児童委員等に子ども虐待について、継続的な研修会を開催し、体系的な知識の伝授を行う。
- イ. 地域での援助を積極的に行えるよう要保護児童対策地域協議会との連携を図る意識を持ってもらう。
- ウ. 子育て支援が必要な家庭に対し、日々のきめ細かな子育て支援を行う。この場合、市町村が実施する子育て支援事業及び児童相談所との役割分担が重要である。
- エ. 「安定した人間関係作り」の苦手な保護者に対し、深入りしすぎない声かけや援助を行う。

なお、「ウ」や「エ」については、児童相談所のスーパーバイズや双方の役割分担が必要である。

[2] 具体的な連携事項

ア. 調査の委託

児童相談所は、その管轄区域内の児童委員に次のような調査を委託することができる。

- (ア) 児童委員から通告等を受けた事例で判定のために更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- (イ) 保護を要する子どもの家庭、地域に関する調査
- (ウ) その他必要と認められる調査

イ. 児童委員指導等

- (ア) 児童相談所長は、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例については児童委員指導措置を行う。特に、児童虐待事例等について在宅指導を行う場合、頻繁な家庭訪問等による濃密な指導と観察が必要となるが、児童相談所だけでこれを行うには限界がある場合が多いことから、児童委員指導と児童福祉司指導を併せて行うなど、両者の密接な連携に留意する。
- (イ) 児童相談所長は児童委員の指導状況を常時把握し、適切な助言を行う。また、必要に応じ児童委員指導を行っている児童委員を含めた事例検討会議を行う。

(3) 市町村との連携

市町村は、自らが開催する児童相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努める。

市町村が児童委員との協力を図る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられるものの活用を図る。

このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の児童・家庭の実情の把握に努めることが重要である。

また、地域における児童健全育成活動や啓発活動等を実施する場合には、（主任）児童委員に情報を提供し、その協力を求めることも考えられる。

5. 児童家庭支援センターとの連携

(1) 児童家庭支援センターの概要

児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（児童福祉法第44条の2第1項）。

児童家庭支援センターの業務は児童福祉施設最低基準および「児童家庭支援センター設置運営要綱」（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）により下記とされている。

- [1] 地域の子どもの福祉に関する専門的な知識・技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行う
- [2] 児童相談所長の委託に基づく法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号の規定による指導
- [3] 訪問等の方法による要保護児童および家庭に係る状況把握
- [4] 市町村、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員（主任児童委員）、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整
- [5] 要保護児童および家庭に係る援助計画の作成
- [6] その他子どもまたはその保護者等に対する必要な援助
- [7] 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

(2) 児童相談所との連携

- [1] 「児童家庭支援センター指導措置」における連携

ア. 「児童家庭支援センター指導措置」が適当と考えられる事例

児童相談所運営指針において、「児童家庭支援センター指導措置」は法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号による指導が必要と認める事例で、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについて積極的に行うこととされている。

虐待事例について「児童家庭支援センター指導措置」が適当と考えられるものを下記に例示する。

- (ア) 児童相談所の調査、判定の結果、虐待の程度や内容等から施設入所措置を採るほどでもないが、頻繁な家庭訪問により経過を見守るとともに、必要な指導を行うことが適当と考えられる事例で、地理的要件等から児童相談所が直接これを行うことが困難と思われるもの。
- (イ) 在宅指導が適当と判断される事例で、かつて児童家庭支援センターへの相談歴があり、保護者と児童家庭支援センターとの信頼関係がすでに確立されているため、児童相談所が直接これを行うより児童家庭支援センターが行う方が円滑かつ適切な指導ができると見込まれるもの。
- (ウ) 施設入所措置と並行して保護者等への指導を継続する事例で、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるもの。

イ. 連携上の留意点

- (ア) 児童家庭支援センターに指導を委託するに当たっては、指導の一貫性等を確保するため、委託の趣旨、委託後の指導のあり方等について児童家庭支援センターと十分な協議を行う。「児童家庭支援センター指導措置」を採る場合、子ども、保護者にその旨十分説明し、了解を得ることを原則とするが、特に虐待事例の場合、一旦保護者の了解が得られてもその後の対応に問題があると、保護者の協力が得られにくくなるばかりか、却って虐待をエスカレートさせ、子どもの死亡等重大な事態を招きかねないことから、児童相談所と児童家庭支援センターとの打合せはとりわけ綿密に行う必要がある。
- (イ) 計画的な援助の実施を図るため、援助を行うに当たり児童家庭支援センターは子どもおよび家庭に係る援助計画を作成することとされている。援助の一貫性・的確性を確保するため、児童家庭支援センターが援助計画を作成するに当たって、児童相談所は援助指針との整合性を図りながら児童家庭支援センターを指導することになる。援助計画には、虐待の内容や頻度等を含めた家族の問題点（主訴並びに主訴の背後に存在する真に解決すべき問題点）、援助目標、援助方法、援助計画の再評価等を盛り込むことになるが、特に援助目標や援助方法等については具体性が要求される。
- (ウ) 児童相談所は、指導を委託した事例について、指導状況について定期的な報告を求めるとともに、児童家庭支援センターの指導状況を常時把握するよう努めるとともに、必要な指示、指導、援助等を行う。また、必要に応じ児童家庭支援センター職員を含めた事例検討会を開催する。
- (エ) 児童相談所は、指導を委託した事例について、必要に応じて施設入所措置や児童福祉司指導措置に切り替えたり、児童家庭支援センター指導措置に児童委員指導措置を加える等、柔軟な対応を図ることが重要である。

[2] その他の連携

ア. 要保護児童の通告等

児童家庭支援センターは広く地域・家庭等からの相談を受けるが、これらの内、複雑・困難および法的対応を必要とする事例については児童相談所等の関係機関に通告またはあつせんすることになる。これらが適切かつ円滑に行われるよう、児童相談所は日頃から児童家庭支援センターとの意思疎通、情報交換等に努めるとともに、必要な指導を行う。

イ. 夜間等の緊急の相談等

児童家庭支援センターは、夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めることとされており（「児童家庭支援センター設置運営要綱」）、虐待事例等において迅速かつ適切な対応が図れるよう児童相談所は児童家庭支援センターの対応手順整備に積極的に協力する必要がある。

特に、必要に応じて児童家庭支援センターは委託一時保護の受託が円滑に行えるよう、関係機関との連絡体制について確保する必要がある。

ウ. 児童相談所による技術的支援等

地域住民に密着したきめ細かな相談・援助を通じて、子ども虐待の発生防止、早期発見・早期対応において児童家庭支援センターの果たす役割は極めて大きい。児童家庭支援センターがその役割を遺憾なく発揮できるよう、児童相談所は常に児童家庭支援センターと密接な連携を図るとともに、児童家庭支援センターに対し必要な技術的支援を行い、また、児童家庭支援セ

ンターが他の関係機関と円滑な連携が行えるようその仲介、調整等の協力を行うことが肝要である。

6. 児童福祉施設との連携

(1) 児童相談所との連携

[1] なぜ、連携が求められるか

虐待を受けた子どもに対する施設入所措置を採るまでの児童相談所のソーシャルワークは、時に困難をきわめる。入所させた後は関わりが緩慢なように見られる場合があり、児童福祉施設側も措置入所した以上、児童相談所との距離が離れていて、そんな細かいことを話しても分かってもらえないと感じたり、施設に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置されているなどの理由から、連絡や相談を控えるなどの事例が見受けられる。

しかし、児童相談所と児童福祉施設は車の両輪のようなもので、双方とも電話連絡、相互訪問による面接や連絡会議、援助内容検討のための会議などを通じて、共通した認識で同じ方向を目指さねばならない。

虐待を受けた子どもの援助に当たっては、子どもが虐待関係の再現傾向を示し、担当職員が逆転移に巻き込まれてしまう場合もあり、グループホームや家庭的養育の場合も個人プレーは禁物である。したがって、常に、2人以上の職員で連絡、相談していくべきである。

また、虐待を受けた子どもとその保護者に対する援助は一施設だけでは良い結果が得られない。児童福祉施設としては、措置入所である以上、児童相談所との密接な連携は当然のことである。児童相談所の援助方針と保護者・子どもの意向が異なる場合や困難な保護者対応が求められる事例において、児童相談所が児童福祉審議会への意見聴取するのと同じく、施設もまた、児童相談所と適切に役割分担をしながら、互いに助け合い連携しながら、虐待を行った保護者と子どもを援助することが重要である。なお、連携を進めるためには子ども、保護者の権利やプライバシーの保護への配慮をベースとした、両者の専門的信頼関係が求められる。

[2] 具体的な連携のあり方について

ア. 措置時の情報提供

連携の基礎は情報の共有であり、有効な援助を行うためには、適切な情報の提供は不可欠である。今までも措置時に児童相談所から施設へ送られる児童記録票、援助指針には、様々な情報が記載されている。

特に、虐待事例については、次のような詳細な情報の提供が必要となる。

(ア) 虐待の事実関係とその時間的経過

(イ) 虐待を受けた子どもの生育歴

(ウ) 当該家庭の経済状況、保護者の就労状況

(エ) 虐待をする保護者の性格や児童相談所に対して示した態度

(オ) 保護者への対応上の留意点

(カ) 虐待をする保護者以外の家族メンバーの性格と施設入所する子どもとの関係

(キ) 虐待が家庭内で起こり、継続したメカニズム

(ク) 子どもの性格や行動パターンと、一時保護中の他児や職員への態度、心理テストの内容

(ケ) 子どもに対して特に必要な援助や対応上の留意点

(コ) 学校での子どもの様子、担任等の評価

(サ) 今後、子どもが示すと予想される行動や症状

(シ) 子どもや家族の特徴を端的に表しているエピソード（出来事）（ス）家庭復帰の見通しと子どもへの説明内容

(セ) 施設（里親）と児童相談所の役割分担

イ. 入所直前の連携

子どもの入所に備え、事前に施設での生活と援助（治療）の目的・方針、入所の期間（治療の見通し）、援助方法（親子関係の持ち方、面会・帰宅、通信等、面会・通信の制限を行う場合は対応の留意点）、家庭復帰後の援助などについて児童相談所と十分協議する。必要に応じて、地域の学校や保健所など関係機関にも協力が得られるよう調整する。場合によっては子どもや保護者の不安を軽減するのに、施設長、保育士、児童指導員等が一時保護所を訪問したり、子どもや保護者に施設を事前に見学させるなども効果がある。

ウ. 援助指針と児童自立支援計画

「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」（平成10年3月5日児家法第9号）により、児童相談所からの援助指針に基づき、児童養護施設等では児童自立支援計画を策定することとされている。その作成や見直しにあたっては、児童相談所と十分連携を図る。児童相談所職員の施設訪問や連絡会、援助方針会議等を通じて、児童相談所と施設が子どもの援助について十分協議し、これを児童自立支援計画に盛り込む等、児童自立支援計画は定期的かつ必要に応じて見直していく。なお、児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数カ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。

エ. 入所当日の連携

入所当日は子どもと保護者の緊張が高く、面識がある児童相談所職員と施設職員双方が協力して、歓迎している気持ちが伝わるように、あたたかな接触態度を心がけるべきである。面接途中、子どもと保護者にホームの見学などの時間を設定し、その間、施設と児童相談所が保護者対応において必要な事柄を再度点検・打合せしておくのもよい。

保護者の同意が消極的なものであるような場合、保護者が突然、子どもの面会や引取りを求めてくることもあるため、事前に児童相談所から最寄りの警察へ連絡をしてもらうなど、不測、不慮の事態にも対応出来るための方策や、夜間や休日にも児童相談所職員と緊急連絡が取れるための体制などについて十分打合せをしておく必要がある。

オ. 入所直後の連絡

入所直後の子どもの様子、学校での生活、保護者の動きなど児童相談所と連絡を取り合うことは、その後の援助に必要である。

カ. 施設入所後の連携

児童相談所は子どもを施設入所させた後も、施設から報告を聴取したり、定期的に訪問して子どもと面接する、施設と合同で事例検討会を開催するなど、施設と協働して子どもの自立を支援していく必要がある。また、児童相談所は、施設から得た子どもに関する情報を要保護児童対策地域協議会等を通じて関係機関等で共有するよう努めるものとする。

キ. 面会時における連携

児童福祉施設は、面会に当たっては、親子の表情や双方の言葉のやりとり等を十分観察し、これらを具体的に記録しておくとともに、必要に応じて児童相談所に報告する。

なお、ネグレクトや心理的虐待の場合、親子で楽しく遊んだ経験が少なかったり、適切な親子のコミュニケーションが成立していない例が多く見られる。このような親子の場合、当人同士だと交流パターンに変化がみられないため、面会時に施設職員が入って「親子の遊び方」や「会話の仕方」を練習することも有効な援助方法である。

面会の制限については、児童虐待防止法第12条に基づき、児童相談所長又は施設長は、虐待の防止及び虐待を受けた子どもの保護の観点から、面会を制限することができることとされており、児童相談所と連携をし、子どもや保護者に対して十分に配慮、調整する必要がある。

ク 許可外泊時における連携

児童福祉施設は、親子関係に一定の改善が見られ、許可外泊が適当と思われるときは、児童相談所と十分協議を行う。許可外泊中に観察や援助のため外泊先の訪問が必要と思われる事例については、事前に児童相談所と協議し、誰がいつ訪問しどのような指導や援助を行うのか綿密な打合せを行う。

許可外泊を終え子どもが施設に戻って来たら、子どもや保護者から外泊中の様子を聞くとともに、子どもと保護者の様子や会話等を観察する。また、入浴時の身体観察等を自然な形で行う。これらを具体的に記録し、児童相談所に報告する。

ケ 強引な引取要求等における連携

施設に対する保護者からの強引な引取要求については断固として拒否し、権限のある児童相談所に行くように指示するが、以後の対応策については、施設と児童相談所で協議する必要がある。また、保護者の暴力的な言動や職員に対する脅し等がみられれば、警察に通報する。このような事態が予見される事例が入所する場合には、あらかじめ、児童相談所から警察署に依頼をすることが必要である。

親権者の同意を得て施設入所している場合であっても、子どもが面会や通信を拒否したり、精神的に動揺したりあるいは保護者が子どもを威圧、脅迫したりする恐れがある場合には、施設長は、児童福祉法第47条第2項において、監護に関して入所している子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされている趣旨にもかんがみ、子どもの最善の利益を図る観点から、面会、通信を制限することについて、保護者の理解を得るよう努める、時には毅然とした態度で対応することが求められている。

また、平成16年児童虐待防止法改正法により、保護者が子どもの引渡しを求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われること等が認められるときは、児童相談所長は、その子どもを一時保護できることとされている。そして、この措置を採った場合は、児童相談所長は、速やかに、児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならないとされている。このため、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、この手続きを採ることについて、児童相談所と連携を図り対応することが必要である。

こうした強引な引き渡し要求等を行う保護者に対しては平成19年児童虐待防止法改正法により、保護者に対して「面会等の制限」の規定が設けられた。この規定は、通常、施設と連携して児童相談所長が行うものだが、夜間・休日等で緊急の場合は、児童相談所長に引き継ぐまでの間、施設長による「面会等の制限」を行うこともできる。

また、都道府県知事は、児童に児童福祉法第28条に基づく入所措置を行った場合であって、なおかつ面会等の制限が行われており、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる（接近禁止命令）とされたことから、必要な場合には、児童相談所（都道府県）に接近禁止命令を検討するよう依頼することが適当である。

また、一時保護をしている子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、申立てにより、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができる。このため、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもな

お子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、児童相談所に面会又は通信の制限を検討するよう依頼することが適当である。

コ. 困難事例への共同の取り組み

虐待された子どもが施設生活の中で不適応症状を見せたり、対応困難な行動を示すことは多い。以前は、児童福祉施設から児童相談所に援助を求める場合は、施設なりに努力を尽くして、いよいよ行き詰まってからが多かったと思われる。

しかし、今日のように急激に子どもの様子が変わり対応に困る事例や、虐待を受けた子どもの入所の増加に伴い、施設内の努力の限界を超える事態が多発している。

今後は行き詰まる前に、両者がもっと密接に連携していくことが必要である。

児童相談所が持つ専門性を活かした施設援助の例をいくつか紹介する。

(ア) 施設内での事例検討会への出席

施設内で様々な不適応行動が目立ち、職員の努力にもかかわらず収まる気配がない場合など、児童相談所の担当者や精神科医などが施設に出向き、その行動のメカニズムや本人の潜在的意図、対応方法などを一緒に考える。

(イ) 児童相談所への通所指導および訪問指導

施設内で対応に困った事例について、児童相談所に定期的に通わせるか児童相談所職員が施設を訪問して個別の治療を心理職員等が行う。

(ウ) 児童相談所での一時保護

施設内での対応に限界を感じたり、行動がパターン化して指導が効果を発揮しない場合など、子どもの行動観察や再判定、援助方針の再検討のために児童相談所に一時保護する。

(エ) 研修会への出席

都道府県や施設関係団体等が主催する研修会に児童相談所からも積極的に出席し、虐待を受けた子どもの心理構造や集団不適応の対応方法について研修を行う。

県によっては、児童相談所や施設での困難事例を集めて対応の事例集を作るなどの取り組みを行っているが、これらの積極的活用により、援助技術の共有化を図ることも有用である。

サ. 児童養護施設等から児童相談所に通所指導させる場合の効果と留意点

児童養護施設等に入所している子どもを児童相談所に通所させて、心理職員等の定期・不定期の指導を継続した場合の効果と限界を施設側から整理すると、以下のようになる。

(ア) 通所指導の効果

- ・職員と子どもが1対1で通うため、集団生活で見せない面を見ることができ、また個人的な関係形成ができる。
- ・専門家の目で現在の状況を説明されるので、状況の整理や子どもの内面の把握が容易になる。
- ・通所を繰り返す、子どもへの理解が進むと、事件が起きても原因を考えたり、有効な打開策を検討するなど、子どもへの対応が変わる。例えば、単に叱ったり、力で押さえ付けるのではなく、柔軟に対応できる。
- ・同様に、子どもの雰囲気や行動で心理状況が理解し易くなるため、事件を起こす前の先読みができ、予防的な対応ができるようになる。
- ・普段の子どもの様子が分かっているので、急な問題が起こっても心理職員等に電話で相談して指示を仰げる。
- ・児童相談所で聞いた話を他の職員にも継続して話し、子どもの理解を共有化する中で、職員全体の子どもの見方が変化する。

(イ) 子どもにとっての通所指導の意味

- ・施設での集団生活から離れることで、ストレス解消になる。
- ・自分のことを真剣に考え、話を聞いてくれるところとの認識がもてる。
- ・心の深層に触れる面接や治療により、心理的に疲れるが、反面心の問題が解決し、すっきりした気分になれる時もあるので、行くのは楽しいと思うようになる。
- ・行き帰りに寄り道したり、食事したりの日常的体験が楽しみになる。

(ウ) 留意点

- ・1人の子どもに職員が1人ついて児童相談所まで出かけ、子どもへの指導が終わるのを待ち、心理職員との面接を行うと、相当な時間が取られる。そのため「誰を」「どのタイミングで」「本人に何と言って」「誰が連れていくか」等の検討が必要となる。
- ・子どもによっては、児童相談所に行くことを他の子に秘密にしたがるので、その気持ちへの配慮を行う。
- ・常に施設長などに報告を行い、職員個人やチームの独走にせず、施設全体の理解を得るようにする。

シ. 帰りたがる子どもへの対応

保護者から虐待され、時には生命の危険さえあった子どもでも、施設に入所すると、家庭内での楽しかった思い出や保護者の優しい面ばかりを思い出して、家に帰りたがる子どもがいる。特に虐待を受けて育った子どもの多くは、安定した人間関係を保つのが苦手な情緒的にも不安定なため、施設の集団生活の中で様々なトラブルを起こし、それがまた「施設を出たい、家に帰りたい」という発言にもつながる。

この場合、子どもなりの意向も尊重すべきであるが、生命の危険もあり、安易に応じるわけにはいかない。このような場合、特に家庭内の状況や虐待の危険度、措置されたいきさつなど施設職員では分かりかねる部分もあるので、児童相談所の担当者との協力は欠かせない。

ス. 退所に当たっての連携

家庭状況が改善され、家庭復帰が可能になると、その準備が始まる。その際には施設と児童相談所が頻繁に情報交換を行い、面会や外泊の頻度を調整する。

許可外泊を繰り返し、親子関係が改善され、家庭環境も調整され養育機能の回復が見えてきたら、児童相談所と協議の上、措置停止を経由して措置解除すなわち退所となるが、この見極めが最重要課題である。

平成19年児童虐待防止法改正法を受けて作成した保護者援助ガイドライン（「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添）を踏まえた対応に努めること。

第9章1(6)を参照して、慎重を期して連絡、相談を繰り返し、密接な連携のもとに決定する。

なお、保護者からの強引な引取要求もあって、家庭復帰の方向に進みそうだが、施設としては不安が強く、賛成しかねるような場合、施設長は児童福祉法施行令第28条に基づき、場合によっては公式な文書で「家庭復帰には反対」ないしは「児童福祉審議会の意見を聴取すべき」との意思を児童相談所に明確に伝えるべきである。

セ. アフターケアについて

退所が決定された場合は、要保護児童対策地域協議会等を活用し、保育所、学校、保健所等の関係諸機関と連携するとともに、個別ケース検討会議等に参加し、退所後も子どもが安心して生活出来る環境を整備するなど、必要なアフターケアに努める。

なお、アフターケアについては、第9章1(5)、第9章1(7)を参照のこと。

(2) 市町村との連携

[1] 助産，母子保護，保育の実施

市町村は，助産，母子保護，保育を実施することとされている。助産施設，母子生活支援施設，保育所と市町村は，十分な連携を図り，これらの事務を実施する。

[2] 子育て支援事業の実施

市町村は子育て支援事業を実施しており，地域子育て支援センター等，当該事業に関連する児童福祉施設と市町村は十分な連携を図る。

[3] 児童福祉施設における相談援助業務

乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については，子どもの養育に関する相談に応じ，助言を行う努力義務が規定されている。市町村とこれらの機関との間で積極的に連携を図り，これらの機関が相談援助業務の役割を担うことも考えられる。

[4] 児童福祉施設に関する状況の把握

市町村が施設サービスについて相談者や住民に的確に情報提供を行うことを可能とするため，市町村の担当者と施設の連絡会議を適宜開催するなど，相互理解，相互信頼を深めておく。

[5] 施設に入所している子ども等に関する状況の把握

市町村は，児童福祉施設と十分連携を図りつつ，入所している子ども及びその保護者あるいは妊産婦の状況等を継続して把握し，必要に応じて援助する。また，児童福祉施設が行う施設を退所した子どものアフターケアに対して協力する。

7. 里親との連携

(1) 里親の概要

里親は，要保護児童を一時的又は継続的に自己の家庭に預かり養育する者であり（児童福祉法第6条の3），養子を前提とした里親，養育里親，親族里親，専門里親がある。また，平成21年度に創設された里親制度の良さと集団生活における子ども同士の相互作用の利点を活かした小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も里親に類似するものである。子どもを里親に委託する措置は，児童福祉施設への入所と同様，児童相談所が決定することとなる。

よりきめ細かい個別的な養育環境が必要な子どもや，施設における集団養護になじみにくい子どもが増えている中で，子どもを家庭において養育する里親制度は重要な役割を担っている。特に専門里親制度は，家庭での親密な援助関係を必要とする虐待を受けた子ども等に対し，施設では提供できない家庭的な援助を提供することにより，家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り，自立を支援することを目的とするものであり，虐待を受けた子どもが増加している中で，重要な役割を担っている。

平成18年度において，子どもを受託している里親数は2,453人，里親に委託されている子どもの数は3,424人となっている。

(2) 里親との連携

子ども虐待の場合，家族関係の歪みが子どもにしわ寄せされている。特に，言葉の暴力で人間としての尊厳が否定されたり，放置されて人間的な扱いを受けてこなかった子どもたちにとって，基本的な愛着関係の形成の場として里親が選択される場合がある。

このような子どもたちは、情緒的には赤ちゃんからの育て直しが必要であり、かつトラウマにより安定した人間関係が困難で、様々な不適応行動を起こすことが予想される。そのような場合、児童養護施設以上に心理職員や精神科医などによる専門的な援助が継続的に必要である。里親との連携については、第9章3を参照のこと。

8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

(1) 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を發揮しつつある。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全が保障されるとともに、家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義は大きく、関係者には、より深い子どもの理解と人権擁護等への認識が求められる。

(2) 保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

[1] 発見通告時の現場のとまどい

虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどない。外傷等で明らかな場合を除けば、多くの場合、教師や保育士によって子どもの雰囲気や様子から虐待が発見される。

しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張り、また教師等も虐待する現場を直接見ることは少なく、伝聞・推測情報が中心になる。そのため現場では「どこまでが虐待か」「親との関係がこじれる」等について迷うこともしばしばあると聞かすが、躊躇せずに通告する意識を繰り返しかえし周知していくこと重要である。

保育所については、「保育所保育指針」が平成20年3月28日厚生労働省告示第141号として告示され（平成21年施行予定）、その第5章「健康及び安全」及び第6章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第5章では、「1. 子どもの健康支援」として、「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」としている。また、第6章では、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に育児不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合、虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

全国の保育所においては、日常的かつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待の芽を摘むなどの適切な対応が求められる。特に告示化された保育指針を踏まえて、各保育所が保育所の役割や機能を適切に發揮することが望まれる。

[2] 通告の仕方

子どもが所属している現場から通告するに当たっては、

ア. 「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。

- イ. 通告の第一報は、電話でも差し支えないが、後日通告書面を送付する。
- ウ. クラス担任等の担当者の判断でかまわないが、できれば組織としての判断があった方が調査の時などに混乱が少ない。
- エ. 診断書や写真等の虐待を証明する資料は、あった方がいいが、必ずしも必要ない。
- オ. 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

[3] 調査

児童相談所等通告を受けた機関は直ちに調査に入る。その最初の調査対象は、通告をした所属集団である。調査に当たってはおおむね以下のようなことを聴取する。

- ア. 虐待を疑った事実と経過
- イ. 危険度の判断と当面の対応策
- ウ. さらに調査が必要なら、その役割分担
- エ. 今後の見通し

[4] 緊急保護と保護者への通告

虐待の通告の場合、生命・身体の危険性があり、通告と同時に子どもの身柄の保護を要請される場合がある。児童相談所や市町村としては生命・身体の安全を最優先して判断を行う。一時保護については児童相談所長の権限でできるため、必要に応じ身柄を保護した上で対応を考えるべきである。

子どもを一時保護した後、児童相談所から保護者に対し、一時保護している旨の連絡を入れる。その場合、緊急一時保護の後、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」と言うことも考えられる。

このような事態に備えて、学校等から得た情報をどの程度話すか、学校と児童相談所との関わりをどのように説明するか等は、事前に調査をした所属集団と十分に詰めておく必要がある。

なお基本的には、「学校に調査した結果、いろいろ話を聞いたが、他からの情報と総合して、一時保護については児童相談所の責任において決定した」と責任を明確にしておく必要がある。

[5] 措置（一時保護）解除後の受入れ

施設入所措置や一時保護から子どもが家庭に復帰し、所属集団に戻る場合がある。時には保育所入所等の地域の援助体制が組まれることを家庭復帰の条件にする場合もある。家庭復帰前には、事前に所属集団への復帰を知らせると同時に、入所中の親子の様子や今後の連携の仕方について、ネットワークミーティングを開催するなど打合せが必要である。特に初めてその集団に入る場合などでは、緊急保護の時の連携の経験がないので、児童相談所側から説明に出向き、以後の連携の方法等を確認するなど、丁寧な対応が必要である。

子ども虐待は家族システムとして発生し、繰り返すことがほとんどで、「虐待は再発する」ことを前提に、当分の間は注意深く経過を見ていく必要がある。

また、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条の2第1項）。保育所にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所の理解も得ながら適切に対応することが必要である。

[6] 在宅援助中の連携（モニターに対して）

虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり援助を自分から求めるような場合には、在宅のまま子どもが所属集団に通ってくる。

児童相談所等に定期的に保護者と通ったとしても月に数回であり、ほとんどの時間を地域で過ごす。児童相談所は距離的にも遠い場合が多く、日常的な援助と緊急時の通告役を担う保育所、学校の役割はきわめて重要である。そこで、児童相談所は、以下のような援助を行い、連携を強める必要がある。

- ア. 日常における細かい対応についてのスーパーバイズ
- イ. 当初は数カ月ごとに要保護児童対策地域協議会を活用した個別ケース検討会議の開催
- ウ. 「何かあれば、児童相談所が責任を持つ」という姿勢
- エ. モニターを任せられた機関や人の不安な心理に対する理解

(3) 児童福祉施設との連携

児童養護施設等にとって、虐待を受けた子どもの事例に限らず教育機関や保育所などとの連携は、子どもを援助していく上で不可欠なことである。学校、保育所、幼稚園での子どもの生活を通して保護者の状況や、子どもの家庭での生活状況の把握ができることから、施設側は入所前や入所中、退所後の学校等と情報交換や意見交換を行ったりすることが当然のこととなっている。とりわけ虐待を受けた子どもの事例では、子どもの心の癒しのためにも、再発防止のためにも学校等との連携は必須条件であり、児童福祉施設側から積極的に働きかけを行うべきである。

[1] 施設入所前の学校等との連携

児童養護施設等における虐待を受けた子どもの自立支援計画の策定については、より慎重に行わなければならない。特に子どもの心の癒しを最優先に取り組まなければならないことから、入所前の情報をできるだけ正確に把握し、適切な援助を提供していくことが求められる。子どもの学校等での行動特徴や人間関係の形成能力、集団への参加・適応度などや教員との関係をはじめとして、親子関係、家族関係など収集すべき情報は多々ある。

また、これらの情報は施設入所後の学校等における生活適応にも役立つ情報でもある。いずれにしても施設側がより望ましい援助を提供するためには、入所前の学校等との連携を積極的に行うべきである。

[2] 施設入所後の学校等との連携

施設入所する学齢児童に関しては、学校生活において様々な配慮を要することから、日頃から緊密な連携を取る必要がある。特に、児童福祉法第28条の承認に基づく措置により施設へ入所してきた子どもについては、保護者の対応に関して連携が必要になってくる。例えば、登下校時に、保護者が子どもを連れ去る、保護者であるといつて、学校側に子どもの在籍の確認や面会や引き取りを要求したりする例もある等、学校側が子どもの事情を理解していないと、保護者の要求に応じたり、対応にとまどうことが出てくる。

こうした例も踏まえて、児童虐待防止法は、保護者に対して「面会・通信の制限」、「接近禁止命令」をとることが可能となっている。この対応がとられた場合で、保護者が学校に現われた場合には、学校側の単独での判断をせず、施設に即連絡をするような申合せを事前しておくことが必要である。また、性的虐待を行った養父が、子どもを取り戻そうと登下校に校門に待ち伏せしていた例があり、そのため数カ月間、子どもの登下校を職員が付き添ったという報告もされている。子どもの生命・安全のためにも、施設入所後の学校等との連携を強めなくてはならない。

虐待を受けた子どものなかには人間関係が上手にとれず、学校の友人にも攻撃的になったり暴力的行為をする場合がたびたびある。また、教師に対しても、挑発的であったり、反抗的であったりして、指導困難に陥ることもある。そうした虐待を受けた子どもの心理や行動特性につい

て、十分理解を得ることが円滑な学校生活のためには欠かせないことであり、施設としても積極的に協力していく必要がある。

[3] 施設退所後の学校等との連携

家庭環境の調整等により、家庭復帰が可能になった場合には、子どもの通学する学校等と十分な連携を図ることがまず必要である。虐待の再発防止のために、また虐待の早期発見・早期対応のためには、子どもの通学する学校での観察が有効である。また、子どもが不安定な学校生活によって巻き起こすさまざまな問題が、虐待のきっかけになることもあることから、学校との密接な連携が求められる。もちろん児童相談所との連携のもとに行うべきであることは、言うまでもない。

より好ましい連携の仕方としては、学校両者が比較的遠方ではない場合、転校前の担任教師、転校後の担任教師と施設とが一堂に会し、子どもの学校生活の状況や保護者の状況について意見交換を行うことも効果的な方法である。特に子どもが学校生活で、虐待を受けた子どもによく見られるような友人関係の形成能力に問題があったり、教師の指導になかなか従えない行動があったりした場合には、転校前の教師の指導方法がかなり参考になる場合がある。

また、施設側からこれまでの保護者や家族の状況、子どもの生活状況を差し支えない範囲内で情報提供しておくことも必要である。そして、子どもにささいなことでも異常があれば、施設側に連絡をとる方法を確立しておくことよい。いずれにしても、転校後の学校等との信頼関係の確立なしには、円滑な連携は期待できない。これまでの例では、プライバシーの尊重を理由に虐待を受けた子どもの関係機関への通告・相談が積極的とは言えない学校もあることから、施設側の誠意と積極的な関わりが期待される。

9. 医療機関との連携

(1) 児童相談所及び市町村との関係

児童虐待防止法第5条において、病院や医師について児童虐待の早期発見の努力義務が課せられたことなどから、虐待の早期発見やその後のケアにおいて医療機関との連携は今後ますます重要になる。地域の医療機関に対し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口を周知するなどにより、虐待の問題を医療機関が発見した場合には、速やかに市町村や児童相談所に通告されるよう体制を整えておくとともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行なわれるよう体制整備に努める。また、要保護児童対策地域協議会による援助が適切かつ円滑に行われるためには、地域の医師会や医療機関との連携は必要不可欠であり、虐待について対応してもらえる医療機関の確保に努めることも必要である。

このような医療機関との連携を円滑に行うために、ケース・マネージャーとしての役割を担う児童相談所や市町村としては、連携の機会が多くなる小児科・外科・産婦人科・精神科などの診療科の実態や効果的な受診の方法を理解しておく必要がある。以下にその特徴を挙げておく。

[1] 子どもを扱う医療機関は対応のペースが早い

子どもを扱う医療機関では急性期の治療方針が立つまでの対応のペースは非常に早い。しかし、方針が決まって急性期が過ぎると比較的ゆっくりな対応となる。福祉機関での対応のペースとはかなり異なる。このペースの違いが虐待の認識のずれと相互の不信を生むことがある。子どもの安全が確保されるまでの初期段階での意思決定をできるだけ早く行い、児童相談所又は市町村の方針を様々な条件を考えたフローシートとして説明することで医療機関の協力が得やすいものとなる。

[2] 迅速な連携を図るための医療のキーパーソンは医師とは限らない

ソーシャルワーカーや保健師など、地域との連携を担当する職種が医療機関の中にいるときはよいが、そうでないときには、相手の医療機関の中で誰がキーパーソンであるかを考えて動かなければならない。医療と連携するには必ずしも医師がキーパーソンとなるとは限らない。地域の実情や家族の背景を理解して連携や援助の共同作業をするには助産師、看護師、精神保健福祉士が大きな力を発揮することも多い。

[3] 医療機関は医学的で実証的な客観的真実を重視し、社会的対応には慣れていない

その事例に対して医療機関にどのような役割を期待し、要請するのかを明確に伝える必要がある。特に、診断書や意見書の提出を求める場合には、それがどのような意味や目的を持つのかを伝えなければならない。医師には診断書や意見書は客観的な真実を書かねばならないという責任感がある。したがって、虐待であるという推定を含んだ診断書を書くことには抵抗がある。虐待であるという断定でなくても、その傷が不自然な外傷であり、虐待の可能性もあるという診断書でも十分であることを伝えることで、診断書や意見書は書きやすくなる。

〈具体的な場面への対応〉

ア. 医療機関からの通告があったとき（身体的虐待を中心として）医療機関から虐待の可能性があるという通告があったときには、できるだけ素早い対応をする必要がある。まず、できるだけ早期に医療機関へ出向いてその事実や状況を把握することが望ましい。そこで、医師や看護師との連携が始まる。しかしながら、医師とはかなり多忙な中での会話となる。その中で必要な情報を得るには、児童相談所や市町村として知りたい内容に関して、医師に対する質問をあらかじめまとめておくとよい。

例えば、（1）その医療機関にかかった経過や理由、（2）医療機関が虐待を疑った理由、（3）保護者が医師や保健師に行った説明、（4）子どもの現在の医学的な危険度、（5）医学的な予後、などについて順を追って尋ねるようにする。その際、医療用語で分からない部分があるときには、その場で質問するようにする。

その上で、児童相談所や市町村としては、今後、どのような対応をすることになるかについて説明する。そして、その日のうちに、（1）保護者への告知をどのようにするか、（2）虐待をした保護者と子どもの接触をどのようにするか（面会の制限など）、（3）警察との連携をどうするか、（4）緊急の法的対応（一時保護委託など）が必要か、といった点について合意を得る。告知は非常に重要である。最初の告知が後々まで援助に響くことが多い。身体的虐待の場合には、医師からの告知が望ましいが、医師が慣れていない場合には、医学的に不自然な外傷であることを告げてもらい、虐待の可能性があるというところからの説明を児童相談所や市町村が引き受ける方がよいことも多い。医師と看護師と児童相談所や市町村の職員とが一緒に告知と説明をすることが望まれる。

面会の制限が必要なときには、児童相談所がその点を明確に伝え、医療機関には児童相談所の許可がなければ面会をさせないよう依頼する。虐待をしていると考えられる保護者が強制的に退院させる可能性があるときには、それを防ぐ方法をあらかじめ考えておく。可能性が高いときには、児童福祉法第33条の一時保護を決定した上で、医療機関に入院（委託一時保護）させることも考慮する。なお、市町村にあつては、児童相談所と早急に連絡をとり、対応を検討することが必要である。

警察との連携に関しては、傷害事件としての通報と同時に、保護者などによって医療機関や児童相談所、市町村職員に危害が及ぶ可能性があるときに、警察の対応を依頼する必要が生じる。医療機関は警察との連携になれていないので、児童相談所や市町村が仲立ちをするこ

とも望まれる。保護者からの脅しの電話や実力行使に対してどのように対応するかを警察を含めて合意しておく。

最後に、これから予想される経過を説明し、医療機関に期待する役割を説明する。その上で、医師や看護師の記録が役に立つことを告げて、保護者の説明などについても記録をしてもらうように依頼する。また、その後の連携のためには、それぞれの機関のキーパーソン、または連絡の窓口となる人をお互いに明確にしておくことが非常に重要である。

経過の中で関係者の個別ケース検討会議が必要になるときも多い。忙しい医療関係者の協力を得るには、効率のよい会議運営を行う必要がある。関わる可能性のある人（保健師・施設職員など）ができるだけ全員が一堂に医療機関に集まり、短時間のカンファレンスを行う（原則として1時間以内）。

緊急対応が必要ではなく、外来対応となる時には、医療機関と関係機関とが合同でその後の対応計画を立てる。医療機関との連携を密にする上でも、頻回な連絡を心がける。

イ. 虐待によると考えられる身体的問題や精神的問題の評価が必要なとき

身体的虐待では、レントゲンで発見される骨折の跡があったり、網膜剥離などの眼科的問題や鼓膜破裂などの耳鼻科的問題が生じている可能性がある。性的虐待が疑われるときには、婦人科医による診察とともに、性感染症の検査が必要となる。これらの問題は、医学的な評価を行わなければ発見されない。医学的評価は、子どもの治療に必要であると同時に、法的対応が必要になったときの、状況証拠の一つとなる。身体的虐待や性的虐待が疑われるときにはこれらの医療的に精密な診察や検査に基づく評価が必要となる。また、頻回な頭部外傷からてんかんを発症している子どももいる。時々ボーッとするなど急に行動が変化するといった症状は心理的な解離症状である可能性もあるが、てんかんの可能性もあり、脳波などの検査が必要になることも珍しくはない。児童相談所での心理的評価から精神医学的評価が必要となるときにも医療機関への依頼が必要な場合がある。これらの診察・診断を依頼できる医療機関を確保しておく。そしてこれらの所見を写真撮影などによりできるだけ具体的な記録として残してもらうように依頼する。

ウ. 虐待をしている人や、虐待のある家族の精神的評価や治療が必要なとき

虐待をしている保護者の精神医学的評価や治療が必要となることも多い。その結果が子どもの危険度の判定に影響し、ひいては援助に影響する。治療が必要なときには、主治医に子どもの危険を十分に伝え、主治医から保護者に養育が不可能であることを伝えてもらう必要が生じることも多い。

エ. 虐待の後遺症と考えられる身体的・精神的問題の治療が必要なとき

身体的問題や精神的問題の治療を継続する必要があるときには、その事例の全体的な援助計画の一部と位置付けて児童相談所が総合的なマネジメントをすることが重要である。医療機関には定期的に全体の状況を伝え、必要な場合には全体的援助の事例検討会に参加してもらう。医療機関で会議を行ったり、医師が忙しいときには看護師に参加を頼むことなどで医療機関の参加を得ることができる。会議の結果は必ず医療機関に報告する。

(2) 児童福祉施設との関係

[1] もともと医療的援助が必要な疾患を抱えている場合

虐待を受けた子どものなかには障害があったり、慢性的な疾患を抱えている子どもたちが少なくない。障害や慢性疾患が虐待のリスク要因となっていることもある。近年、医療の分野では、できるだけ長期の入院を避けて在宅援助を行う傾向がある。したがって、これからは、リハビリが必要な子ども、自己導尿を行っている子ども、透析を行っている子ども、在宅酸素療法を行っ

ている子ども、などが施設に入所する可能性も高い。医師や看護師から十分な情報を得て、児童福祉施設での医療的援助を行わなければならない。医療的援助の技術を習得するとともに、それぞれの疾患に関する知識も得て、日常生活の制限の仕方、子どもへの病気の説明の仕方、自立の支援などを行う必要がある。医療機関との連携を行うだけでなく、児童相談所をはじめ保健機関や学校などとも連携をしていかなければならない。

[2] 虐待によると考えられる症状に関して連携が必要となる場合

〈身体的治療が必要な時〉

虐待による外傷から障害が生じていたり、てんかんを発症していたりすることはよく見られる。また、ネグレクトによって低身長や低体重が見られることもある。このような症状があるときには、定期的な通院で医療的治療を受けるとともに、児童福祉施設での医療的援助についても指導を受けて学ぶ必要がある。

〈発達の遅れがあるとき〉

虐待で保護された子どもに発達の遅れが見られることはよく経験される。そのような場合には、一度は専門の医療機関、もしくは療育機関に付属している医師の診察を受ける必要がある。背後に医学的原因が存在することが稀ではないからである。ネグレクトによって、新生児のスクリーニング検査で見つかった甲状腺機能低下症の治療がなされていなかったケースもある。中耳炎からの聴力の問題や弱視などの眼科的問題は見逃されがちである。原因を検査した上で、必要な療育を行う。療育機関への通園が必要なこともあれば、その子の発達を促進する関わり方を学んで、児童福祉施設で実行することも必要である。虐待を受けた子どもの発達の遅れは頻度の高いものであり、発達の遅れに対応できる医療機関や療育機関と日ごろから連携しておくことが望まれる。

〈精神的障害があるとき〉

虐待を受けた子どもは注意欠陥多動性障害に類似した行動の障害、学習の障害、排泄の障害、睡眠の障害、感情の障害など様々な精神的障害を持っていることが多い。そのような問題に対する医学的な評価と治療（薬物療法を含む）が必要になることは本来非常に多いと考えられる。しかし、これまでは児童福祉施設の認識の問題と子どもの精神障害に対応できる医療機関の不足から医療的対応がなされていないことが多いのが実状であった。頻度の高さから考えて、子どもの精神障害に対応できる医療機関を確保し、個別の通院だけでなく、相談を適宜行えるような連携が望ましい。よって日常的に医療的援助を受けやすくするために、地域の医療機関との良好な関係を作る工夫が欠かせない。

[3] 保護者の治療機関との連携

保護者に精神障害があるときなどは、保護者の状態の変化に関する情報がないと、面接などの場面で子どもが精神的被害を被ることを防ぐことができない。保護者に精神障害があつて、子どもに何らかの影響があることが考えられる時には、保護者の治療を行っている医療機関との連携が欠かせない。児童相談所が仲立ちをするか児童福祉施設が直接連絡を取り合うかは状況によるが、保護者の許可を得て連絡を取り合うことが必要である。保護者の精神状態によっては子どもとの接触を制限していく必要が生じる。一般に、保護者の治療者は保護者からの情報しか入らないため、保護者の側しか見ていないことが多い。子どもの状態や子どもと一緒にの場面での保護者の状態に関する情報を、保護者の治療をしている医療機関に伝えることは、子どもを守る上で非常に重要である。治療者から面会の制限を伝えてもらう方が保護者を説得しやすいことも多い。

このような保護者と関わる時の心得の一つとして、保護者は不満や攻撃的な感情をストレートにぶつけてくるが、それは不安や失望などの気持ちを背景にしての態度であるかもしれないとい

うことを頭のどこかに置いておくことである。彼らの不安や失望感を少しでも感じ取り受け止めることができれば彼らは援助を少しずつ受け入れる可能性がある。

10. 警察との連携

(1) 連携体制

子どもの保護に向けて、児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、衆知を集めた対応が行えるようにする。

何かあったとき突然に警察に援助を依頼するのではなく、情報を把握した場合には、緊急性、危険性の評価をするとともに対応方針を検討し、早い段階から相談するとともに、一時保護や児童福祉施設入所措置された子どもや保護者の状況についても警察との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化する等、日頃からの情報の共有や意見交換の機会を持ち円滑な協力関係を作ることが必要である。

(2) 児童相談所及び市町村と警察との連携

[1] 日常の接触

子ども虐待問題で有効な連携を行うためには、日常的な協力関係において情報交換と意思疎通をよく図っておくことが重要である。

[2] 迷子とネグレクト

幼児の迷子で長期間保護者が見つからない場合や、短期間に繰り返し迷子になる場合は、家庭での養育が問題になる。夜中に子どもが1人でウロウロしたり、2～3歳の幼児が日中長時間放置されているのは、ネグレクトが疑われるケースである。

時には単に保護者の監護不行届というだけでなく、もっと深刻な放置（例えば食事を十分に与えない、数日家に帰ってこない）や、拒否（「いなくなればいい、事故にあって死ねばいい」と考える）の場合もある。

警察としては、児童相談所や市町村へ通告を行うこととなる。

[3] 家出と虐待

小学校に入るところから公園等に寝泊まりしたり、「家に帰りたくない」と言う子どもが時々いる。警察としては普通、要保護児童として保護者に注意をしたり、子どもに注意を与える。

しかし、この年齢の子どもが家出を繰り返すのは、夜間に家庭に1人で置かれ寂しい思いをしている、ひどい身体的虐待がある、常に両親が夫婦喧嘩で子どもが辛い思いをする、厳しいしつけで子どもが息が詰まりそうなど、子どもにとって適切でない家庭環境が考えられる。

つまり、虐待とまで言えない場合でも、家庭内で子どもに対して不適切な養育が行われている現れである。虐待が疑われる外傷やその跡が見られたり、不潔でネグレクトが疑われる場合などには、児童相談所や市町村へ通告されるものである。

[4] 警察への通告の依頼

住民や地域の関係機関から、児童相談所や市町村へ「あの家庭で保護者が子どもを放置しており、子どもだけで夜ウロウロしている」との通告がある場合がある。

児童相談所や市町村として、状況の調査、子どもの安全の確認を行い、児童相談所においては必要な場合には一時保護等を行う必要がある。調査の結果、直ちに一時保護までの必要がない場

合についても、警察において発見や保護した場合には、児童相談所や市町村に通告してもらうよう事前に管轄警察署に状況を伝えておくべきである。

[5] 立入調査の際の援助の依頼

児童相談所は虐待事例において、児童福祉法及び児童虐待防止法により家庭等への立入調査が認められている。この調査等をより実効的に実施することのできるよう平成16年児童虐待防止法改正法において、児童相談所長等による警察署長に対する援助要請は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、求めなければならない義務である旨が明確にされた。

また、警察官の援助の下で児童相談所長等が適切に子どもの安全確認等の職務を行うことを促すため、児童相談所長等から援助要請を受けた警察署長は、子どもの生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、こうした職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないこととされた。

このような法改正の経緯も踏まえ、立入調査に際して警察官の援助が必要と認められる場合には援助を依頼し、事前協議の上子どもの安全の確認、必要な場合の一時保護、適切な立入調査等を実施しなければならない。いずれにしろ、虐待への対応においては、警察の十分な理解を求めつつ、あくまで児童相談所が主体的に行動することが大切である。

なお、児童虐待防止法第10条において子どもの安全の確認、一時保護又は立入調査等の執行に際して「援助の必要があると認めるとき」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう。

平成19年児童虐待防止法改正法において、新たに立入調査拒否罪の告発、および立入調査において裁判所の許可を得た上での臨検・捜索の手続き、さらに施設入所中の児童に対する接近禁止命令の手続きが規定された。これらにおいては児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と警察署のより緊密な連携が図られる必要があり、必要に応じて事前の十分な情報交換、協議が図られることが必要である。

[6] 虐待行為の犯罪性

子ども虐待、特に身体的虐待は、刑法の「傷害罪」「暴行罪」に当たり、死に至れば「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。また性的虐待の場合は、「強姦罪」「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」などに問われる。児童相談所が行う立入調査や一時保護の執行が妨害されたり、職員に対し暴行、傷害、脅迫がなされれば、暴行罪、傷害罪、脅迫罪或いは児童福祉法第61条の5に該当する。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発する義務のあることが規定されている。

児童相談所は子どもと保護者を含めた家族全体を視野に入れた援助を行うための機関であり、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく告発を行うべきである。

保護者には援助的に関わり、虐待のない家族関係の構築を目指すことが原則であるが、一方で「虐待は犯罪である」ことの自覚を援助者自身が持つておく必要があり、保護者の逮捕・勾留など警察との連携が必要な事例もあることに留意する。

なお、告発の際には児童相談所が警察に提出した情報、資料について、開示を求められた場合には、警察の捜査に支障を及ぼさないよう、警察と十分協議し、対応しなければならない。

また、立入調査の妨害については、立入調査自体が通常の福祉的援助が不可能な状況下で実施されるものであり、子どもの福祉上不可欠な措置として強制力を間接的に担保するため、児童福祉法第61条の5で罰則が規定されているものである。正当の理由なく立入調査の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせるなどの場合には、必要に応じて本規定の活用が図られるべきである。

具体的には、保護者の立入調査への妨害等に対して、立入調査の実施を認識したうえでの立入調査の妨害・拒否は、児童福祉法に違反（児童福祉法第61条の5）し、告発に当たる行為であることを告げ、調査への協力を説得し、調査の執行が円滑に行われるようにする。それでもなお、調査に応じない場合には、子どもの状況、虐待の蓋然性を総合的に判断し、警察への告発を検討する。

〈参考〉

○刑事訴訟法

第239条（告発）何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第241条（告訴告発の方式）告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれを行わなければならない。

② 検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

[7] 警察との連携事例

以下、実際例を参考までに紹介する。

【事例Ⅰ】

警察が虐待との通報を受け、保護者と子どもを警察で事情聴取した。体罰が行われており、親もしつけに困っているとのことから、警察官から児童相談所に相談するよう助言があり、また、児童相談所への通告も行われた。通告に基づき児童相談所から保護者への指導が開始された。

【事例Ⅱ】

児童相談所で情報を把握している、ネグレクトが疑われる状態で徘徊する傾向がある子どもについて、警察での発見や保護が行われた場合には、児童相談所に通告をしてもらうよう、警察に連絡し協力を依頼。警察から通告があり児童相談所において一時保護。保護者に一時保護している旨伝え、保護者への指導の端緒が得られた。

【事例Ⅲ】

保護者への接近が困難な小学校高学年の虐待を受けた子ども。一時保護や施設で保護することが可能であること、また緊急の場合には、児童相談所や警察へ保護を申し出るように学校の場を利用してあらかじめ情報を伝達。児童相談所から警察へは状況を伝え緊急の場合の保護、児童相談所への通告等の協力を依頼。結局子ども自身が警察に保護を求め、警察からの通告により児童相談所が一時保護をした。

【事例Ⅳ】

重度の知的障害児に対する身体的虐待及びネグレクトのケース。市ネットワークから警察署に、警察で保護した場合は、児童相談所に通告してもらうことを依頼していたが、この子どもが警察に保護されたため、警察から児童相談所へ通告がなされ、その子どもは2週間の一時保

護となった。

【事例Ⅴ】

学校から、ネグレクトの疑いで子ども家庭支援センターに通告の入った小学生。食事も満足に与えられていない様子で、お菓子の万引きや、「道が判らなくなった」と言っては食べ物をねだる事が繰り返されていた。児童相談所に通告し、児童相談所・学校・警察と子ども家庭支援センターとで関係者会議を開催。児童相談所と支援センターで訪問すると同時に、警察にも保護が行なわれた場合の児童相談所への通告を依頼。警察からの通告で児童相談所による一時保護につながった。

(3) 児童福祉施設との連携

[1] 事前協議

施設入所してきた虐待を受けた子どものうち、保護者が引取りや面会を強引に求める場合がある。そうした保護者に対して施設としては根気よく説得をし、理解させる努力を払うが、時にはその過程で激昂しやすい保護者が、説得する職員に対して暴力を振るう例もある。そうした保護者は、施設入所前にも加害行為をとっていることが多い。こうした保護者への対応については、児童相談所との連携のもとに地元警察署の協力を求めることが必要である。警察署に対しては事前協議をしておき、保護者の加害行為が予測される場合には、即応できる体制を確保しておくことが重要である。とりわけ施設側にとっては、地元警察署の少年係とは比較的緊密な関係にあることが多いことから、そうした係を仲介して協力関係を確立しておく方法もよい。

[2] 警察への通報

保護者の強引な引取りをめぐって、保護者が職員等に危険な行為を起こすおそれがある場合や、実際に加害行為を行った場合には、毅然として早期に警察へ協力要請を行うべきである。もちろん原則的には、職員は保護者の態度変容を期待して、相手の態度を和らげるような接し方を基本とすることが必要である。保護者と対決することが目的ではなく、さまざまな援助方法によって保護者の気持ちを和らげることを目指して対応することはいうまでもないことである。

子どもを多く抱える施設においては、子どもの面前で警察の協力を得ての対応についてはやや消極的になりやすい。できれば避けたいという態度をとりやすいが、警察の協力があれば、保護者は強引で不法な行為を躊躇することは疑いない。再発防止のためにも、生命の安全の確保のためにもやむを得ないことであり、暴力行為をとることを常套手段とする保護者には警察の協力を求めることが適当である。

施設において一時保護の委託を受けた子どもや措置を受け入所している子どもに対する保護者からの強引な引き取り要求に関しては、児童虐待防止法の趣旨、目的からこれらの場合についても第10条に準じた対応を依頼することが適当である。

なお、施設においても日頃から警察との情報の共有や意見交換の機会を持ち円滑な協力関係を作ることが必要であることは(1)と同様である。

子どもの生命・安全を第一義的に考えて対処すべきである。

なお、平成19年児童虐待防止法改正法において、児童福祉法第28条承認によって施設入所した児童については、必要に応じて都道府県知事は接近禁止命令を発することができることとなった。保護者が接近禁止命令の発出を認識しながら子どもへ接近をした場合には、接近禁止命令違反となり、処罰の対象（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）となる。接近禁止命令に係る対応（命令の発出・停止共）については、事前に都道府県福祉担当部局、児童相談所、施設と都道

府県警察本部及び管轄警察署との緊密な連絡を取り合い、具体的な対応について協議をしておくことが必要である。

11. 弁護士との連携

虐待問題に関する弁護士の関心はかなり高まってきたが、まだすべての地域に児童虐待問題に詳しい弁護士が揃っているわけではなく地域差がある。

弁護士は通常、個別の法律相談をはじめ社会的な要請、ニーズによって自身の関心が育ち、研究するようになるので、児童相談所としては積極的に弁護士に問題提起をしていくのがよい。その場合、最寄りの弁護士会に対して「子どもの虐待問題について共同研究会を開催したいので出席を呼びかけてほしい」と申し入れたり、あるいは日本弁護士会連合会子どもの権利委員会（子どもの福祉小委員会）の担当事務局に連絡し、「〇〇県ではどういう弁護士が関心を持っているだろうか」と問い合わせるのもよい。また、弁護士が弁護士会とは別に子どもの虐待に関するグループを結成している例もある（愛知県のキャプナ弁護団など。）弁護士と接触できるようになったら、まずは共同研究会をしっかりと継続して、具体的な事例によって弁護士を教育するくらいの意気込みが望ましい。弁護士による法的介入が直ちに必要な事例ではなくとも、広く虐待の実情を弁護士が知ることは、非常に大きな社会資源になる。神奈川県や北九州市、大阪府、大阪市などをはじめ、弁護士会と児童相談所が共同研究会を継続して行っている地域も増えている。

これらは任意の研究会であるが、そこで関心を持った弁護士を県の公的な対策委員会や児童福祉審議会などの審議会のメンバーに加えることもよい。（実際に活用できる弁護士は、ある程度児童福祉に精通していることが求められる。）具体的な事例に弁護士が関わるようになると、連携は1段階進む。児童相談所として児童福祉法第28条申立ての代理人を依頼したり、申立てを支援してもらったりすることもあるし、親族による親権喪失宣告や親権者変更の申立ての代理人という形で実質的に児童相談所と連携する場合もある。大阪や神奈川など、弁護士が個々の児童相談所の虐待事例を恒常的に分担して相談に預かるようになってきている自治体も少なくなく、香川県においては、立入調査や一時保護の際に、児童相談所の求めに応じて弁護士を派遣する協定を県の弁護士会と締結している。愛知県や名古屋市は、キャプナ弁護団と業務委託契約を結んで、広く日常的に法的支援を受ける体制を作っている。

弁護士が動く場合には費用が問題となるが、非常勤職員として雇用したり、対策委員会や個別事例の作業委員会への参加日当等の形で賄うような方法で対応されている。（ちなみに、親族による申立ての代理人となる場合には、その親族から費用まで出してもらえないこともあり、日本司法支援センター（法テラス）を利用するのも一方法である。）

12. 家庭裁判所との連携

- [1] 子どもの虐待事件が発生した場合、児童相談所による援助や介入の仕方は、在宅指導、緊急一時保護、保護者の同意を得た施設入所の順に親子関係への介入が強まってくる。虐待が発生し、あるいは虐待が強く疑われて、子どもの福祉と最善の利益を実現するために保護者の意思に反してでも緊急に親子関係への介入が必要な場合、次に記すような事件を申し立てることによって親子の分離を図ることになる。

なお、連携にあたり一般的に念頭におくべきこととしては第6章7から10までを参照のこと。

- [2] 家庭裁判所との関係では、事前の連携（どのような虐待事例であるのかを家庭裁判所に事前に連絡し、申立後すみやかに家庭裁判所調査官が活動しやすいように手配することなど）、迅速な申立て、虐待や福祉侵害の裁判資料の追完、児童相談所職員を中心とした子

どもを取り巻く関係機関ネットワークの人々と家庭裁判所調査官との円滑な連携，裁判官および家庭裁判所調査官への当該子どもの虐待理解を助ける資料（証拠資料に限らず，家庭裁判所の理解を補充させる文献などの参考資料を含む）の提出などに留意しておくといよい。

なお，児童福祉法第28条事件の審理に臨むに当たっては，必ずしも明白な虐待の有無の証拠提出に拘泥せず，監護の著しい不適切さの有無の存在など，子どもの福祉侵害の状況を明らかにするように努める。

[3] 児童福祉法第28条事件の平成9年から平成19年までの審理結果のうち，取下げは21パーセントである（司法統計による。）その中には，家庭裁判所に申し立てて審理を進める過程で，保護者が施設等への入所に同意し，実質的な解決を見た事例もある。その一方で，施設等入所の承認が得にくく，却下が予想されたためにやむなく取り下げた事例もある。しかし，子どもの福祉侵害が強く推認され，資料等をそろえて審理を受けても，家庭裁判所の理解が十分に得られずに却下される場合には，即時抗告して高等裁判所の判断を仰ぐことも必要であろう。福祉侵害の存在が強く疑われる場合には，高等裁判所の判例を積み重ねることによって，子どもの虐待や子どもの最善の利益を図ることへの認識が広く理解されていくことになる。

[4] 虐待の事例が家庭裁判所に係属した場合，家庭裁判所調査官や裁判官に対して子どもの養育状況，心身の状況などを中心にした虐待に関する資料や情報をこまめに提出し，裁判官や家庭裁判所調査官等に子どもの福祉や最善の利益が得られるような判断をしてもらうことが必要である。

なお，児童記録票には，子どもを巡る家族や親族その他関係者のプライバシーが記載されていることから，児童記録票そのものを家庭裁判所に資料として提出することは好ましくない。児童記録票のうち，子どもの福祉侵害にかかわる事実を読みやすくまとめ直して裁判資料として作成する慎重さが求められる。

[5] 虐待に関する事件については，郵送による申立ては避けることが望ましい。事前に家庭裁判所と連絡を取った上で，家庭裁判所に申立てに行き，家庭裁判所調査官に直接，対面して事件のポイントや状況，緊急に必要なことや申立て後の連携のとり方などについて十分打合せをすることが望ましい。

子どもの虐待に関する事件は緊急性や流動性を持ち，虐待への深い理解，必要な資料の収集，虐待を行っている保護者や虐待を受けている子どもの内面の理解，関係者個々の持つ問題性，同居の可否，親子の再統合の可能性の判断など，家庭裁判所で扱う他の家庭事件とはかなり違った要素を多く含む事件である。申立てに当たっては，このような虐待事案の特殊性を十分に考慮して，子どもの福祉実現のため，裁判官，家庭裁判所調査官，書記官などによりよく事案や問題点を理解してもらえよう，種々の配慮と工夫をしていくことが必要である。

13. 配偶者暴力相談支援センターとの関係

(1) 配偶者暴力相談支援センターとは

[1] 配偶者暴力相談支援センターは，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）に基づき，配偶者（事実婚を含む。）からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

ア. 相談への対応，他の相談機関の紹介

- イ. 医学的又は心理学的な指導その他の指導
- ウ. 被害者及びその同伴家族の緊急時の安全確保及び一時保護（ただし、一時保護は婦人相談所のみ実施可能）エ. 自立して生活することを促進するための制度（就業の促進、住宅の確保、援護等）の利用等に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- オ. 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- カ. 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

「配偶者からの暴力」の定義は第13章8（1）を参照。以下、本節では「配偶者からの暴力」を「DV」と称し（理由は第13章8（2）を参照）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「DV防止法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を「DV基本方針」、「配偶者暴力相談支援センター」を「支援センター」と称する。

- [2] 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設を支援センターに指定することとされている。実際に支援センターに指定されている機関としては、婦人相談所のほか、福祉事務所、女性センター等がある。また、平成19年のDV防止法の改正により、市町村（特別区を含む。）も、当該市町村が設置する適切な施設を支援センターに指定するよう努めることとされた。

(2) 児童相談所及び市町村との連携

- [1] 支援センターは、DV防止法に基づき、DV被害者を発見した者や医療関係者からの通報先となっている（通報の対象は「身体に対する暴力」に限る）。また、DV基本方針に基づき、支援センターは、通報に係る被害者に子どもがいるとき、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待防止法に基づき通告を行う。その後の支援に際しては、通告を受けた機関と支援センターとは、十分な連携を図ることが望ましい。
- [2] DV被害者が婦人相談所で一時保護をされた場合であって、その被害者に子どもがいるとき、婦人相談所は、DV基本方針に基づき、子どものアセスメントを行うとともに、必要に応じ、児童相談所に密接な連携を求める。児童相談所は、その子どもが男子高校生等婦人相談所で保護することが適当と判断されない場合に一時保護を引き受けることを含めて、これに対応する。児童相談所と市町村はともに、当該婦人相談所とよく連携し、その子どもにとって最善の援助がなされるよう積極的に関与する。
- [3] DV被害者と同様、その子どもも心理的被害を受けている場合が多い。児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。
- 婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、婦人相談所と連携して、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。また、一時保護後に、DV被害者が地域での生活を始めた場合でも、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。
- [4] なお、すでに支援センターが関わっている家庭に関し、子ども又はその保護者に対応する場合、その対応によって、DV被害者が、更なるDVによりその生命又は身体に重大な危害を

受けるなど、DV被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、事前に必ず支援センターと十分な協議を行うことが必要である。

14. 民間虐待防止団体との連携

(1) 民間虐待防止団体の現状

1990（平成2）年に大阪で、日本ではじめての民間虐待防止団体である「児童虐待防止協会」が創設された。翌年5月には東京で「子どもの虐待防止センター」が立ち上がり、1995（平成7）年10月には愛知で「子ども虐待防止ネットワーク・あいち」が設立され、以後、現在までに50近い民間虐待防止団体が活動している。各団体の組織や活動内容は地域ごとに異なっており、主に電話相談が中心であるが、中には直接家族支援や母子シェルターを設けるくらいに専門性の高い団体も見られる。これら民間団体は公的機関の対応と競合したり、対立するものではなく、むしろ行政を補完したり、行政になじまないきめ細かいサービスを提供しようとする機能を持っている。

全国の民間団体の力量を向上させ、行政とより連携を深めて社会から信頼されることを目指して2004（平成16）年3月に「日本子ども虐待防止民間ネットワーク」が設立され、全国の民間団体41団体が現在加入している。

(2) 児童相談所及び市町村との連携

これら民間虐待防止団体は電話相談を活動の主要な柱としているが、電話という手段による簡便性、匿名性、民間団体の機動性、柔軟性といった利点から、多くの相談が寄せられており、効果を上げている。

また、東京では「ドクターアドバイザーシステム」として、医師らのための電話・ファクス・メール相談業務を行うなど、より専門性の高い虐待相談に取り組んでいる。さらに、メール相談事業に積極的に取り組む団体（愛知）も見られる。

児童相談所の場合、関係機関からの通告に基づく親子分離を必要とする深刻な虐待問題が多いのに対し、これら民間団体に寄せられる相談は虐待をしている本人からのものが多く、その内容も「子どもの育て方がわからず、イライラする」「子どもに愛情を感じられない。このままだと虐待してしまうのではないか」といった虐待の前段階か早期の段階での相談が多いのが特徴である。

子育て家庭の孤立が虐待の大きな要因となっている現在、これら民間団体による支援活動は虐待防止の観点から極めて重要な役割を果たしている。そこで、児童虐待防止法第4条は、積極的に民間団体との連携強化、支援などの体制整備を国及び地方公共団体に求めている。

しかし、民間の虐待防止団体は法的権限を有しておらず、その力量や専門性も地域差が大きく、問題解決において一定の限界がある。また、守秘や組織的対応等においても課題があると言わざるをえない。したがって、民間虐待防止団体の利点を活かしながら問題の効果的解決を図るには、民間の虐待防止団体、児童相談所がそれぞれの利点や限界を補完しあいながら一体的な援助活動を展開していく必要がある、そのためには相互の緊密な連携が不可欠となる。民間虐待防止団体との連携を図る場合には下記の点に留意する必要がある。

[1] 通告・紹介

民間虐待防止団体の機能的限界を超えた法的対応等を要すると認めた場合は速やかに児童相談所に通告または紹介してもらえよう、児童相談所は日頃から民間虐待防止団体との意思疎通、情報交換を密にしておくこと。

民間虐待防止団体が児童相談所、保健所、福祉事務所（家庭児童相談室）などに呼びかけて定期的な連絡会を開催し、事例報告や情報交換等を行っているところもある。

[2] 援助

上述したように民間虐待防止団体には民間ゆえの気軽さがあり、児童相談所が係属している事例についても保護者が引き続き電話等によって民間虐待防止団体に相談することはあり得る。家族への援助の実効性、一貫性を確保するためには、必要に応じ援助方針や援助内容等について情報・意見交換を行うことが重要である。とりわけ個別ケースにおける見守りの支援や家庭訪問支援などの役割を民間団体が担うなど、児童相談所が直接介入するまでの役割分担には、家族への刺激を回避できるなどの効果が期待できる。

児童虐待防止法第4条は、民間団体との連携強化や民間団体への支援を国及び地方公共団体の責務として明記しており、各地方公共団体においては、この趣旨を踏まえ、適切な連携と支援が求められる。

さらに、平成20年の児童福祉法改正により、児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項第2号の規定に民間団体に指導措置を委託することができる規定が加えられ、専門性の高い民間団体との連携により保護者指導の推進が期待されている。

民間虐待防止団体には法上の守秘義務がないことに鑑み、連携に当たっては子どもや家族らのプライバシーの保護等が確保されるよう十分留意する必要がある。ただし、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである（児童福祉法第25条の5）。